

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備6

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 国会承認 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43402

立法院の返還協定批准申請書

安全保障課長 アメリカ局長
 参事官
 北木第一課長
 秘密標記(赤色)

第 670 号
 昭和 46 年 10 月 28 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
 高瀬 代

(件名)
 立法院の返還協定批准要請決議

引用公・電信
 日付・番号
 往電 1097 号

10 月 27 日、立法院本会議で採択
 された「沖縄の施政権返還協定の批准」

同日、「復帰特種委員会」否決されたと見
 付属添付 付属空便(音) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
 本信写送付先:
 省内写配布希望先:

GA-3-1
 在外公館

46.10.29

側提出。「沖縄返還協定の批准」に反対し、
 日米沖縄交渉のやり方に不満を述べた上で、
 別途送付する。また、前者の批准要請
 請議案は、原文と全く一致(但し、自民
 党議員 18 名及び議長が出席)で採択された。

GA-4
 外務省

第七回 愛國の心と反対の心

連絡の方法も既定の如きに反対して、日本は連絡方法を改めよう。

(2) 愛國 (改め)

政府は、西原が四月十七日「牛津事件」後署に調査の件、今朝の連絡の結果、その原因を認めさせられた。連絡の施設機関の異名のことで、機関の監視が明記され、かつ半島基地の監視は、不審な形から出でた名連の諸元の取扱い、本部、半島前線の有無が監視され、特種部隊、レーダー連絡の監視などアメガの制御、また軍事連絡の監視、半島基地監視の合理化が、より監視網の強化と監視員、監視員のうえ、自衛隊の大蔵監視と伴うものとする。そこで、日本連絡大臣は監視と不十分のものとして提議され、引連は監視のため、半島連絡と監視を強化する。これが本連絡の監視の改善の意図が本連絡の連絡化である。危険な軍事連絡を監視するものである。

連絡の監視は、監視手段アメガの監視手段の圧迫下である。而も半島連絡と本連絡の安全で監視が半島連絡アメガの監視と本連絡の監視が、監視する連絡が本連絡である。本連絡の監視が本連絡の監視である。本連絡の監視が本連絡の監視である。

(1) 声の監視の監視

連絡の監視

連絡の監視

連絡の監視

連絡の監視

決議案第一号

沖縄の施政権返還協定の批准に関する要請決議案

右の議案を提出する。

一九七一年十月二十七日

提出者　復帰対策特別委員長　桑江朝幸

立法院議長　星克毅

沖縄の施政権返還協定の批准に関する要請決議

沖縄百万県民は、戦後二十有余年祖国復帰を希求し続けて来た。立法院は、一九五二年以来施政権返還に関する要請決議を行ない、その回数實に二十七回に及んでゐる。一方全國民の沖縄返還要求の声も年と共に高まり、日米両政府は、去る六月十七日「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆國との間の協定」を締結するに至つた。

協定の内容には不満な点もあるが、これらの点について本土政府は、引き続き強く対米抗争を行ない早急に是正しなければならない。

琉球政府立法院は、本土政府がすみやかに返還協定の批准を行ない、沖縄県民をはじめとする全員の志願が一日も早く達成されるよう院議をもつて強く要請する。

右決議する。

一九七一年十月二十七日

琉球政府立法院

内閣總理大臣
衆議院議長
參議院議長
あて

外務大臣

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写 137

外政事外儀官	務務	典房	
次次	臣官官審審長長	儀總人電厚計	
	書文会當給		
調査長	参企析調	主 管	
領移長	参領旅查移	発 着	
		沖縄	
		本 省	
		批	
外務大臣 殿	高須 (大使)	臨時代理大使 総領事 代理	
立法院の返かん協定批准要請決議			
第1097号 平至急			
りゆう政立法院は、23日に臨時議会を召集し、復帰対策特別委において、「返かん協定」の批准促進方を本土の関係方面に要請すべしとする野党自民党と日米交渉のやり直しを院議をもつて要求すべしとする与党との間に議論がたたかわされてきたところ、27日午後同特別委で、自民党提出の別電第1098号の通りの総理、衆参両院議長、貴大臣あて決議案が賛成多数（自民賛成、与党反対）にて、次いで本会議では全会一致（ただし自民のみ出席の単独採決）で可決された。右決議を携行する立法院代表団のかお振られ及び日程は、28日決定する由。			
(了)			
ア 参地中東 長 東西 北	参北北保	ア 参地中東 長 東西 北	
中 南	参一二	中 南	
審 欧	参西東洋 長 西東 三	審 欧	
近	参書近ア	近	参書近ア
ア 長		ア 長	
經	次總經國資 一源	經	次總經國資 一源
長	參貿統二	長	參貿統二
經	參政技一理	經	參政技一理
協	国企二	協	国企二
長	參參協規	長	參參協規
國	參政經科	國	參政經科
長	軍社專	長	軍社專
情	參道内外	情	參道内外
長		長	
文	一二	文	一二

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写 176

外政事外儀官	務務	典房
次次	臣官官審審長長	儀總人電厚計
	書文会當給	
調査長	参企析調	主 管
領移長	参領旅查移	発 着
		沖縄
		本 省
		批
外務大臣 殿	高須 (大使)	臨時代理大使 総領事 代理
立法院の返かん協定批准要請決議		
第1098号 平至急		
往電第1097号別電		
おきなわ百万けん民は戦後20有余年そ国復帰を希求し続けて来た。立法院は1952年以来施政権返かんに関する要請決議を行ない、その回数実に27回に及んでいる。		
一方全国民のおきなわ返かん要求の声も年と共に高まり、日米両政府は去る6月17日「りゆうきゅう諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」を締結するに至った。		
協定の内容には不満な点もあるがこれららの点について本土政府は引き続き強く対米せつしようを行ない早急に改正しなければならない。		
りゆうきゅう政府立法院は本土政府が速やかに返かん協定の批准を行ない、おきなわけん民をはじめとする全国民のひ願が一日も早く達成されるよう院議をもつて強々要請する。		
右決議する。(1) 外務省		

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

644

電 信 写

総番号(TA) 56250
71年10月28日17時40分 2中継
71年 月 日17時58分 本省 発着 *米松*

主 管

大臣官房外儀官務典房
次長
臣官官審審長長
備縫人電厚計
書文会營給

調査長
参企析調
領移長
参領旅查移

外務大臣 殿

高橋大使

臨時代理大使 総領事 代理

立法院の返かん協定批准要請決議

第1102号 平至急

往電第1097号に関し

1. 本件要請決議は、ぼうちょう中の「協定批准促進決議」に反対する復帰協行動団（りゆう警調べ約350名）が抗議して議場前ろうかを占拠したため、星議長から機動隊（220名）の導入を要請するといふ景のもとで単独採決された。本決議案採択後与党及び復帰協はそれぞれ抗議声明を発表し、また、与党は、別途新議員団の名のもとに総理、貴大臣等本土の関係方面に対し交渉やり直しの要請文を打電した。28日付当地紙朝刊が報ずる右声明文等の要旨次の通り。

(1) 与党声明

返かん協定は、既存の米軍基地の提供に加えて自衛隊配備、対米請求権放棄、米国資産買取り、V.O.A及び第7心理作戦部隊の存続などに見られるように、米国の権益を主体として調印されたものであり、とうてい承服できない。われわれは、平和憲法のせいしんに徹した誤りのない復帰を

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電 信 写

実現させるため、このような内容の協定に反対し、交渉のやり直しを要求してきた。然るに自民党は、与党議員の正当な権利に基づく発言をふうずる等委員会運営のルールを無視し、採決を強行した。更には、警察権力をもつて民主団体の抗議を排除し、多数の暴力をもつて単独で本会議を開催、要請決議を強行可決した。われわれは、拳に対し心から抗議し、協定批准に反対し、交渉やり直しによる即時無条件全面返かん実現のための運動をより強力に推進することを表明する。

(2) 復帰協声明

本土政府の「返かんが先だ」というまやかしの論理を無批判に認め、くつじょく的な協定の批准促進を多数の力で強行採決した自民党は、立法院における責務を放棄し、けん民世論に逆行した歴史的犯罪を犯した。協定の批准は、共同声明の条約化であり、中国を敵視し、アジア侵略を基調とした安保条約を、「核安保」「アジア安保」に拡大強化するものである。われわれは、全勤労けん民を結集して、110セネットを成功させ、協定の廃棄と交渉やり直しによる完全復帰をかちよるため闘いぬくことを声明する。

(3) 与党要請電文

協定促進決議は自民党単独の決議であり、けん民の意思ではない。けん民は協定批准に反対し、交渉のやり直しを要

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

求している。

2. 28日付りゆう新朝刊は、「議会運営にお点残す」と題する解説記事(第2面)で、「中国の国連加盟決定などで立派化を深めている自民党中央から当地の党けん連に対して、現地で協定批准促進決議を採択して本土の政府与党をペックアップするよう働きかけがあったと伝えられる」旨述べている。また、同紙は、住民の反響として「強行採決はおきなわけん民としてはすべき行為であり、最後まで納得のいく論議をつくすべきであつた。機動隊の導入という挙に出たことは、おきなわの歴史にお点を残す」との意見と、「協定に対する不満は不満としても返かん施策のなかでけん民の要求を実現していくべき。促進決議は時を得たもので、当然のこと」とする意見をあわせ報じている。

3. なお、立法院は、28日午後の本会議で、11月1日から5日まで星議長以下6名の自民党議員(クワエの朝率むオオタのショウチ、モリシマのメイシユウ、ミヤギ善兵、ヒガのショウエイ)を上京せしめることに賛成多数(与党反対)で決定した。

(了) (字午後四時)

十一月十六日(火)

対策厅入手

外務省閣
印

琉
球
政
府

復帰措置に関する建議書

琉球政府は、日本政府によつて進められてゐる沖縄の復帰措置について総合的に検討し、ここに次のとおり建議いたします。

これらの内容がすべて実現されるよう強く要請いたします。

昭和四十六年十一月十八日

琉球政府
行政主席 屋良朝雷

目 次

一 はじめに	一
二 基本的要求	一
(一) 返還協定について	一
沖縄基地と自衛隊配備問題について	一
沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の問題点	一三
沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律	一七
(二) 沖縄開発と開発三法案について	一三三
1. 沖縄開発の基本的理念	三八
2. 開発の方向	三八
3. 開発三法の問題点	三九
(三) 裁判の効力について	四三
厚生、労働問題について	四五
1. 社会保障	五一

(六) 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案に対する要請	一一八
8. 農林省関係	一一九
7. 郵政省関係	一二〇
6. 通商産業省・運輸省関係	一二一
5. 厚生省関係	一二二
4. 文部省関係	一二三
3. 大蔵省関係	一二四
2. 総理府・自治省関係	一二五
1. 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に対する要請	一二六
(五) 沖縄開発庁設置法案に対する要請	九三
沖縄振興開発金融公庫法案に対する要請	九四
(四) 沖縄復帰に伴う対米請求権処理の特別措置等に関する暫定法の立法要請(要綱)	八一
1. 税制措置	七五
2. 財政措置	七八
3. 通貨不安の解消措置	八一
(三) 具体的要求	七九
(二) 沖縄復帰に伴う対米請求権処理の特別措置等に関する暫定法の立法要請(要綱)	八六
1. 教師の権利と教育内容保障	六七
2. 民主的教育委員制度の確立	六四
3. 教育、文化諸環境の整備と格差是正	七二
4. 医療保障	五六
5. 労働問題	五四
(一) 教育・文化について	五三
2. 年金制度	五四
3. 社会福祉	五六
4. 医療保障	五六
5. 労働問題	五六

一、はじめに

沖縄の祖国復帰はいよいよ目前に迫りました。その復帰への過程も、具体的には佐藤・ニクソン共同声明に始まり、返還協定調印を経て、今やその承認と関係法案の制定のため開かれている第六七臨時国会、いわゆる沖縄国会の山場を迎えております。この国会は沖縄県民の命運を決定し、ひいてはわが国の将来を方向づけようとする重大な意義をもち、すでに国会においてはこの問題についてはげしい論戦が展開されています。

あの悲惨な戦争の結果、自らの意志に反し、本土から行政的に分離されながらも、一途に本土への復帰を求め続けてきた沖縄百万県民は、この国会の成り行きを重大な関心をもって見守っております。顧みますと沖縄は、その長い歴史の上でさまざまの運命を辿ってきました。戦前の平和の島沖縄は、その地理的へき地性とそれに加うるに沖縄に対する国民的な正しい理解の欠如等が重なり、終始政治的にも経済的

にも恵まれない不利不運な下での生活を余儀なくされてきました。その上に戦争による苛酷の犠牲、十数万の尊い人命の損失、貴重なる文化遺産の壊滅、続く二十六年の苦渋に充ちた試練、思えば長い苦しい茨の道程でありました。これはまさに国民的十字架を一身にになつて、国の敗戦の悲劇を象徴する姿ともいえましよう。そしてあれにもこれにも消え去ることのできない多くの禍恨を残したまま復帰の歴史的転換期に突入しているのであります。

この重大な時機にあたり、私は復帰の主人公たる沖縄百万県民を代表し、本土政府ならびに国会に対し、県民の卒直な意思をつたえ、県民の心底から志向する復帰の実現を期しての県民の訴えをいたします。もちろん私はここまでにいたる佐藤総理はじめ関係首脳の熱意とご努力はこれを多とし、深甚なる敬意を表するものであります。

さて、アメリカは戦後二六年もの長い間沖縄に施政権行使してきました。その間にアメリカは沖縄に極東の自由諸国の防衛という美名の下に、排他的かつ恣意的に膨大な基地を建設してきました。基地の中に沖縄があるという表現が実感であります。百万の県民は小さい島で、基地や核兵器や毒ガス兵器に囲まれて生活していました。それのみでなく、異民族による軍事優先政策の下で、政治的諸権利がいちじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復帰を願った心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからに外なりません。経済面から見ても、平和経済の発展は大幅に立ちおくれ、沖縄の県民所得も本土の約六割であります。その他、このように基地あるがゆえに起るさまざまの被害公害や、とり返しのつかない多くの悲劇等を経験している県民は、復帰に当っては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります。

また、アメリカが施政権を行使したことによつてつくり出した基地は、それを生み出した施政権が返還されるときには、完全でないまでもある程度の整理なり縮小なりの処理をして返すべきではないかと思います。

そのような観点から復帰を考えたとき、このたびの返還協定は基地を固定化するものであり、県民の意志が十分に取り入れられていないとして、大半の県民は協定に不満を表明しております。まず基地の機能についてみると、段階的に解消を求める声と全面撤去を主張する声は基地反対の世論と見てよく、これら二つを合せるとおそらく八〇%以上の高率となります。

次に自衛隊の沖縄配備については、絶対多数が反対を表明しております。自衛隊の配備反対と言う世論は、やはり前述のように基地の島としての復帰を望まず、あくまでも基地のない平和の島としての復帰を強く望んでいることを示すものであります。

去る大戦において悲惨な目にあつた県民は、世界の絶対平和を希求し、戦争にならぬ一切のものを否定しております。そのような県民感情からすると、基地に対する強い反対があることは極めて当然であります。しかるに、沖縄の復帰は基地の現状を堅持し、さらに、自衛隊の配備が前提となつてゐることであります。これは県民意志と大きくくい違ひ、国益の名においてしわ寄せされる沖縄基地の実態であります。

さて、極東の情勢は近來非常な変化を来たしつゝあります。世界の歴史の一大転換期を迎えてゐると言えましょう。近隣の超大国中華人民共和国が国連に加盟することになりました。アメリカと中国との接近も伝えられております。わが国も中国との国交樹立の声が高まりつつあります。好むと好まぬにかかわらず世界の歴史はその方向に大きく波打つて動きつゝあります。

このような情勢の中で沖縄返還は実現されようとしているのであります。したが

って、この返還は大きく胎動しつつあるアジア、否、世界史の潮流にブレーキになるような形のものであってはならないと思います。そのためには、沖縄基地の態様や自衛隊の配備については慎重再考の要があります。

次に、核抜き本土並み返還についてであります。この問題については度重なる国会の場で非常に頻繁に論議されておりますが、それにもかかわらず、県民の大半が、これを素直には納得せず、疑惑と不安をもっております。

核抜きについて最近米国首脳が復帰時には核兵器は撤去されていると証言しております。ところが、私どもはかつて毒ガスが撤去された経緯を知っています。毒ガスでさえ、撤去されると公表されてから、二ヶ年以上も時日を要しております。毒ガスよりさらに難物と推定される未知の核兵器が現存するとすれば、果して後いくばくもない復帰時点までに撤去され得るでありますか。

疑惑と不安の解消は困難であるが、実際撤去されるとして、その事実はいかにして検証するか依然として不明のまま問題は残ります。

さらにまた、核基地が撤去されたとしても、返還後も沖縄における米軍基地の規模、機能、密度は本土とはとうてい比較にならないと言うことであります。

復帰後も現在の想定では沖縄における米軍基地密度は本土の基地密度の一五〇倍以上になります。なるほど、日米安保条約とそれに伴う地位協定が沖縄にも適用されることは言え、より重要なことは、そうした形式の問題より、実質的な基地の内容であります。そうすると基地の整理縮小あるいはその今後の態様の展望がはっきり示されない限りは本土並基地と言つても説得力をもち得るものではありません。前述の通り県民の絶対多数は基地に反対していることによつてもそのことは明らかであります。

次に安保と沖縄基地についての世論では安保が沖縄の安全にとつて役立つと言うより、危険だとする評価が圧倒的に高いのであります。この点についても、安保の

堅持を前提とする復帰構想と多数の県民意志とはかみ合っておりません。県民はもともと基地に反対しております。

ところで安保は沖縄基地を「要石」として必要とするということあります。反対している基地を必要とする安保には必然的に反対せざるを得ないのであります。

次に、基地維持のために行なわれんとする公用地の強制収用五ヶ年間の期間にいたっては、これは県民の立場からは承服できるものではありません。沖縄だけに本土と異なる特別立法をして、県民の意志に反して五ヶ年という長期にわたる土地の収用を强行する姿勢は、県民にとっては酷な措置であります。再考を促すものであります。

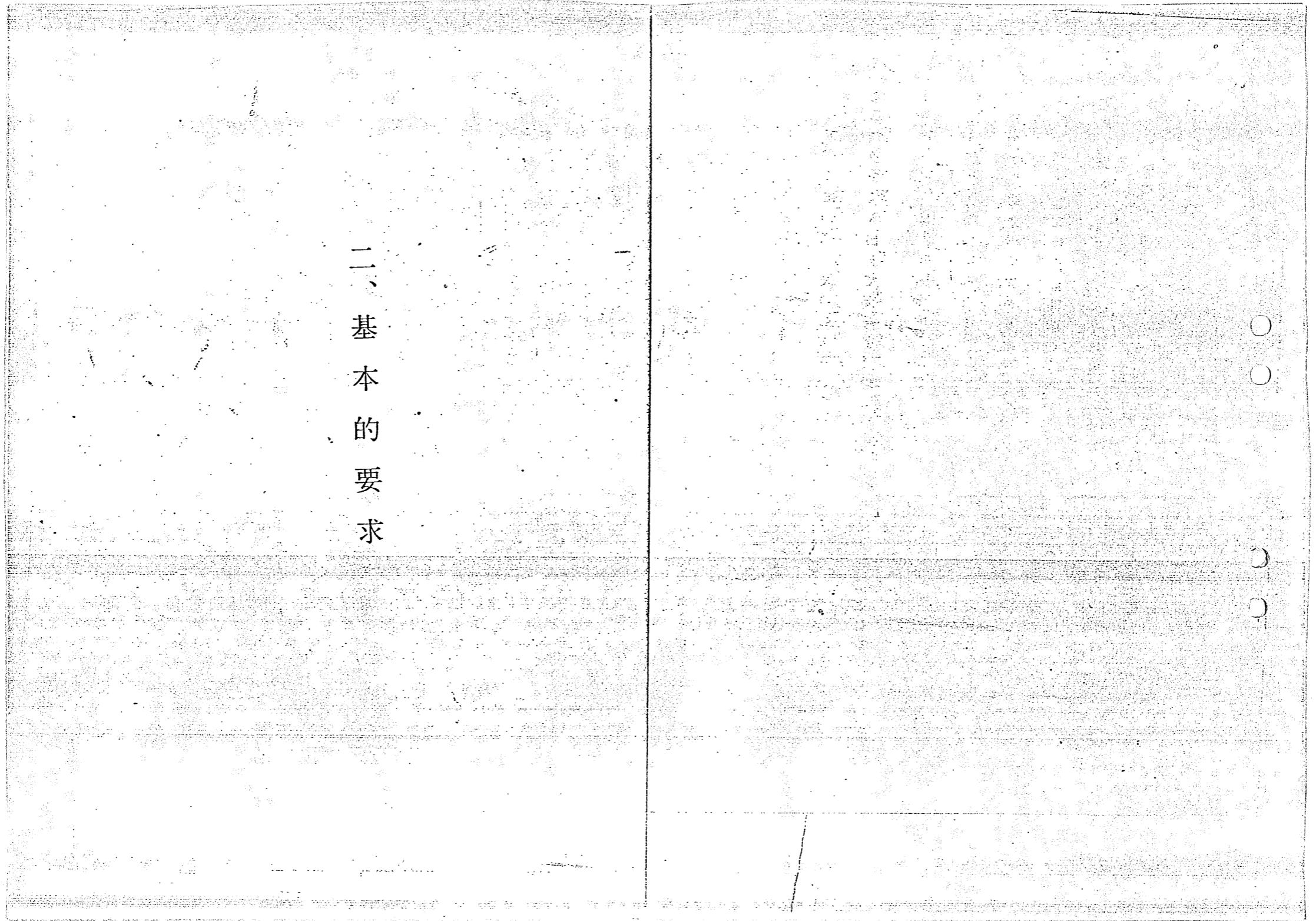
次に、復帰後のくらしについては、苦しくなるのではないかとの不安を訴えている者が世論では大半を占めております。さらにドルショックでその不安は急増しております。くらしに対する不安の解消なくしては復帰に伴つて県民福祉の保障は不可能であります。生活不安の解消のためには基地経済から脱却し、この沖縄の地に今よりは安定し、今よりは豊かに、さらに希望のもてる新生沖縄を実現あげていかねばなりません。言うところの新生沖縄はその地域開発と言うも、経済開発と言つても、ただ単に経済次元の開発だけではなく、県民の眞の福祉を至上の価値として目的としてそれを創造し達成していく開発でなければなりません。従来の沖縄は余りにも国家権力や基地権力の犠牲となり手段となつて利用され過ぎてきました。復帰という歴史的一大転換期にあたつて、このような地位からも沖縄は脱却していかなければなりません。したがつて政府におかれても、国会におかれてもそのようなく要請するものであります。

さて、沖縄県民は過去の苦難に充ちた歴史と貴重な体験から復帰にあたつては、まず何よりも県民の福祉を最優先に考える基本原則に立つて、(1)地方自治権の確立、

(2) 反戦平和の理念をつらぬく、(3) 基本的人権の確立、(4) 県民本位の経済開発等を骨組とする新生沖縄の像を描いております。このようなことが結局は健全な国家をつくり出す原動力になると県民は聞く信じているからであります。さらにまた復帰に当って返還軍用土地問題の取扱い、請求権の処理等は復帰処理事項の最も困難にしてかつ重要な課題であります。これらの解決についてもはつきりした責任態勢を確立しておく必要があります。

ところで、日米共同声明に基盤をおく沖縄の返還協定、そして沖縄の復帰準備として閣議決定されている復帰対策要綱の一部、国内関連法案等には前記のような県民の要求が十分反映されていない憾みがあります。そこで私は、沖縄問題の重大な段階において、将来の歴史に悔を残さないため、また歴史の証言者として、沖縄県民の要求や考え方等をここに集約し、県民を代表し、あえて建議するものであります。政府ならびに国会はこの沖縄県民の最終的な建議に謙虚に耳を傾けて、県民の中にある不満、不安、疑惑、意見、要求等を十分にくみ取ってもらいたいと思います。そして県民の立場に立って慎重に審議をつくし、論議を重ね民意に応えて最大最善の努力を払っていただき、党派的立場をこえて、たがいに重大なる責任をもち合って、真に沖縄県民の心に思いをいたし、県民はじめ大方の国民が納得してもらえる結論を導き出して復帰を実現させてもらうよう、ここに強く要請いたします。

二、基本的 要求



二、基本的 要求

(一) 返還協定について

終戦以来、沖縄県民は、本土に復帰する日のあることを固く信じ、あらゆる困難を克服しながら本土復帰を要求し続けてまいりました。そして、二六ヶ年にわたる異民族支配の下で身をもつて体験した幾多の苦難と試練を通して県民が最終的に到達した復帰のあり方は、平和憲法の下で日本国民としての諸権利を完全に回復することのできる「即時無条件かつ全面的返還」であります。また、これまでたえず軍事的に利用され、悲惨な沖縄戦をも体験した県民は、再びこのような状態に自らを置くようなことがあってはならないと、日頃から心に固く決めているのであります。これらのことは、沖縄の歴史と県民の心情を素直に理解しようとする気持ちがあれば、何人にも容易に納得できるところであります。

一昨年十一月二二日の日米共同声明によつて沖縄の復帰は、一九七二年中に実現することとなり、目下その具体的な準備が進められつつあります。そして、すでに返還協定の調印も終え、米両国議会においてその批准のための審議がなされつつあります。

わたくしたちは、佐藤総理大臣をはじめ日本政府当局が沖縄県民の苦労と心情を理解され、強い決意でこれまで米国との外交交渉を進めてこられたことについては、県民を代表して卒直にこれを多とし、敬意を表するものであります。しかしながら、沖縄県民は、日米共同声明ならびに沖縄返還協定の内容には、けっして満足しているではありません。これらの取りきめは、県民の要求を十分に満たすものではなく、現在県民の間には次の諸点について強い疑惑、不安、不満が抱かれているのであります。

その第一は、一九六九年十一月の日米共同声明と沖縄返還協定によつて、日本が極東における米国側の戦略体制下に組み入られるのではないかという懸念であります。返還後沖縄は、日米安保条約の適用地域に含められることになつておりますが、共同声明では、「現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を果している」ことが認められ、また、「沖縄の返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負つてゐる条約上の義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではない」とも語られております。さらに韓国の防衛について日本は、事前協議にたいし「前向きにかつすみやかに態度を決定する」ことを米国に確約しており、「台湾地域における

おける平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素である」と述べられています。
政府は、復帰後沖縄の基地は、日本本土にある米軍の施設区域と同じように、日米安保条約の目的に従つて米軍に提供され、その枠内において使用されるのであるから、沖縄基地の役割も大きく変化する旨述べられておられます。事前協議制度が彈力的に運用され、エースモノーもあり得るという政府の度重なる発言と、ジョンソン国務次官をはじめ米国政府高官の発言や証言内容とを考え合わせると、日米安保条約が本質的に変化したのではないかという強い疑惑の念を抱かざるを得ません。たとえばジョンソン次官は、日米首脳会談にたいする背景説明のなかで「朝鮮と台湾等に関する事前協議において日本政府が前向きにかつすみやかに態度を決定する」という適用されるのであって、この点でなにがしかの変化があります。」と説明しております。さらには、同次官は、日本はこれまで日本本土の安全だけを考えてきたが、今度の場合に周辺地域にも関連があることを認めるようになった旨の証言を行なっています。こうしたことから、日米安保条約が質的に変化するのではないか、あるいは本土が「沖縄化」するのではないか、という強い疑惑

が生じてくるのであります。もしこの懸念があたつているとしますと、沖縄県民の求めた復帰と

は全く相反することになり、沖縄県民としては何としても容認しえないものであります。

第二の疑惑不安は、「核」の問題であります。

政府は、共同声明の第八項でニクソン米大統領が、日本側の説明に「深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を書することなく、沖縄返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施することを確約していること、さらに返還協定（第七条）で核撤去の費用を日本が負担することを定めたことを確

り上げて、核は沖縄から確實に撤去されることを説明されております。しかし核の撤去の時期及びその確認方法はまだ明示されておりません。さらに重要なことは、核の有事持込みがあり得るのではないか、ということであります。ジョンソン国務次官は前述の背景説明で、「第八項は、特別の事態にさいし米国がもし必要と認めれば日本と協議を行なうという米国の権利をさわめて慎重に留保しております。しかもこのことが核兵器に適用されることは明確であります。」と説明してエースもんもありうるというのであれば、当然に核の有事持込みもありうるということにならざるを得ないであります。しかし「核ぬき」というのは決して一時的なものであつてはならず、ぜひとも永久に撤去すべきものであり、できる限り基地そのものもなくしてもらいたいというのが、沖縄県民の真の要求であることを御理解いただきたいのであります。

第三は、沖縄基地の態様についてであります。政府は、日米安保条約とその関連取りきめが沖縄にも本土におけると同様に適用されるのであるから、それは「本土並み」返還であると説明しております。しかしこれは「形式的な」本土並み返還であって、沖縄県民の要求する、いわば「実質的な」本土並み返還ではありません。沖縄返還協定の「了解覚書」によると、返還されるのは与儀ガソリン貯蔵地、本部飛行場その他一部だけであり、嘉手納空軍基地、海兵隊基地、瑞慶覧陸軍施設、第二兵站部、那覇軍港、宜野湾、読谷飛行場などの主要基地はほとんどそのまま存置されることになっております。現在、沖縄全土に米軍使用地の占める割合は十二・五%であります。復帰後も米軍が使用する面積は一〇・〇%であり、返還によって減少するのはわずか二・五%であります。しかも返還される基地の中には自衛隊が代つて使用することを予定しているものもあります。政府は将来、国際情勢の変化に応じて米軍基地の整理を要求する旨述べています。

すが、積極的に整理縮小しようという意欲やそのための具体的計画はまだ提示されておりません。基地の態様に関する問題はこれだけではありません。第一特殊部隊、第七心理部隊、S.R.71戦略偵察機などはそのまま残されることになっています。政府は、これらの特殊部隊の活動の存続を認め、ただその内容については、実態によってこれを改めたり、活動を制限する旨を明らかにしております。

さらに、V.O.Aの取扱いについて返還協定（第八条）は、復帰後五年間これを存続させることとして、その後の处置については復帰の二年後に日米両国政府の間で協議する旨規定し、これをうけて特別措置法（第一三一条）は、電波法の特例措置を定めております。しかしながら、このV.O.Aの取扱いに関する取りきめは、県民の間で、

(1) このように外国政府の直接運営する放送施設を沖縄にかぎって存続させることは、外国放送施設の設置を禁止している電波法の原則に反するばかりでなく、それでは本土政府がかねてから県民に約束してきた「本土並み返還」の趣旨にも反するのではないか。

(2) V.O.Aは、現在中波一、短波五二、超短波一七の計七〇波の周波数を占有しているが、

これをそのまま存続させることになると、今後周波数の確保の面で国益に反するばかりでなく、近年とみに高まりつつある国内電波需要に対応する電波割当計画の策定にも耐えがたい障害にはならないか。

(3) V.O.Aを使って大統領直属の対外宣伝機関である海外広報局（U.S.I.A）が中国語、朝鮮語、ロシア語及び英語で中国や北朝鮮などの共産圏諸国に対して反共宣伝放送活動を行なっているが、外国のこのような活動を継続させることは、今回の国連総会において中国の国連加盟を実現させた国際情勢の動向や日中間の国交回復を要求する国内世論に反するばかりでなく、これから実際に中国との国交を回復するうえでも障害とはならないか。

これらの点で問題視されております。そして、このV.O.Aは、沖縄本島北部の国頭村から一、

〇〇〇キロワットの超大電力をもつて放送を行っているため、その周辺地域ではテレビ、ラジオの受信に混信妨害を与え、また有線電気通信設備にも誘導妨害を与え、そのためにその隣接地域では電話の架設もできない状態であります。しかも、返還協定第八条の運用について合意議事録では、「V.O.Aを日本国外へ移転する場合に、予見されない事情によつて代替施設が返還協

定第八条所定の五年内に完成されないときは、日本政府はこの代替施設が完成するまで沖縄においてV・O・Aの運営を継続する必要性に対し十分な認識を払う用意がある」とされてゐるため、このような状態が一体いつになれば解消するのかその見通しすらつかず、V・O・Aの性格とこれを背負いこんでいく沖縄の将来を考え、これに深刻な不安を覚えずにはいられないのです。去る五月一七日に行われた立法院のV・O・Aの撤去に関する決議も県民のそのような気持ちを端的に表明したものであります。

第四は、いわゆる資産買取りの問題であります。その対象とされているものは、琉球電力公社、琉球水道公社、琉球開発金融公社はじめ、琉球政府庁舎、裁判所庁舎、英語センター、文化センター、さらには道路などとかなり広範囲に及んでおります。

しかし、日本政府が引継ぐことになっているこれらの資産は、形式はともあれ、その実質においては元来純然たる米国の所有に属するものというより、沖縄県民に属するとみられるべき要素が少なくありません。たとえば、前記三公社はいずれも一般資金並びにガリオア資金の見返り等でつくられたものであり、沖縄において営業を行なつて現状のような資産となつたものであります。琉球

政府庁舎にいたつては、明確に「琉球住民に献呈さる」との銅板の表示が同庁舎入口にかかげられてゐるのであって、すでに住民のものになつてゐると信じられてきたものであります。

したがつて、これらの資産は、日本政府がわざわざ米国政府から買取らなくとも、本来沖縄県民に属するものとして、沖縄県民の福祉増進と復興のために使用されるべき性質のものであつたといえましょう。

第五に、対米請求権処理の問題があります。これは、アメリカが沖縄を支配してきた二六年間ににおいて、県民がこうむつた損害をどのように処理するかという問題であり、奪われた人権の回復が図られるか否かという県民にとってはかりしれないほど大きな影響を及ぼす重要問題であります。

しかるに、返還協定では、ごく一部を除き、この請求権は放棄され、県民がこうむつた損害の賠償、犯された人権の回復には考慮が払われておりません。二六年に及ぶ米軍支配下で沖縄県民のこうむつた損害は筆舌につくしがたいものがあり、しかも「補償」または「賠償」の名に倣いするほどの教済措置は、ほとんど講じられていないのであります。

政府が返還協定において沖縄県民の同意をうることなく、対米請求権を放棄した以上、米施政下において沖縄県民のこうむつたこれらの損害については、国がその責任において処理すべきであり、そのため沖縄県民に不利益を与えるようなことがあつてはなりません。そのような観点から、今回の国会においては、沖縄県民の請求権処理に関する特別立法を制定していただくよう要請するものであります。因に、これについては、すでに本土政府当局に文書をもつて同様な要請をしてあります。

わたくしは、さきに、新生沖縄県の基本理念の一つは、沖縄が二度と再び軍事的手段に利用されるようなことがあつてはならないこと、したがつて沖縄県民の要求する復帰対策の基本もすべての戦争及びこれにつながる一切の政策に反対し、沖縄を含むアジア全域の平和を維持することにあることを挙げてきました。そして、沖縄県民の要求する最終的な復帰のあり方は、県民が日本国憲法の下において日本国民としての権利を完全に享受するとのできるようない「無条件且つ

全面的返還」でなければならぬことも繰り返えし述べてきました。しかるに、右に挙げた返還協定の内容は、明らかに沖縄県民のこれらの人権や要求に反するものであります。そこで、わたくしは、日本政府当局及び国会議員各位がこれらの諸点に対する沖縄県民の心情を率直に理解され、單に問題を党派的立場で議論するのではなく、沖縄県民の将来の運命がこれらの論議の成り行きいかんにかかっていることに留意され慎重の上にも慎重を重ねてご検討いただき、沖縄県民の疑惑、不安、不満を完全に解消させて下さるよう強く要請するものであります。

(二) 沖縄基地と自衛隊配備問題について

「沖縄の中に基地があるのではなく、基地の中に沖縄がある」と言われるよう、沖縄における基地のもつ比重は絶大であります。

沖縄の総面積は、本土において小さい県にランクされる神奈川県とほぼ同じ、二、三八八平方キロであります。しかし、沖縄にある基地の総面積は、約三〇〇平方キロに及び、これは沖縄全面積の一・二一、五%、沖縄本島においては、その二二、五%にあたり、日本全土にある米軍基地

総面積にほぼ相当するのであります。しかも、そのうち田畠が約二九%、完地が三%となつていて、県民の日常生活に直接影響を及ぼすのが、全軍用地の約三二%も占めております。特に基地の集中している中部地区の六市町村（嘉手納村、読谷村、北谷村、コザ市、宜野湾市、浦添市）はその面積一三〇平方キロ中、基地面積は約七〇平方キロ、すなわち総面積の五四%に達し、さらに市町村の例をあげると嘉手納村八八%，読谷村七九%，北谷村七四%，コザ市は六七%等であります。

本土の米軍基地面積は、全土の〇、〇八%にすぎないとのことであり、沖縄本島の基地の密度は、実に本土の二八〇倍にも及ぶことになります。また、基地（施設および地域）数は沖縄が一二〇ヶ所、本土一四八ヶ所あると言われていますが、本土の基地の考え方には準ずると、沖縄の基地はさらに多く、数百ヶ所にも達するようになります。さらに沖縄の米軍基地は、核兵器はじめ、各種の近代兵器をもって裝備され、いつでも広範なアジャ各地に発進できる攻撃基地として、世界に類例のないものであり、本土にある米軍基地の数百倍に及ぶ機能をもっていると言われております。

このようなぼう大な面積の土地が軍用地として接収され、また、その強大な機能の中に沖縄がおかれているために、沖縄県民の生活は、あらゆる面で極端な圧迫を受け、いびつな状態になってしまいます。かっての肥沃な田畠も基地になって農業は破壊され、市街地の中心部分に基地がてあります。

そのため、都市の計画的開発と経済発展を阻害しております。

そればかりでなく、いわゆる「基地公害」や米軍人軍属の犯罪、基地あるがゆえに発生する人権侵害の問題は、さらに深刻であります。空からトレーラーが落下したり、ジェット機が墜落したり、基地から流れ出た廃油によって井戸水が汚染されたいわゆる「燃える井戸」、米軍の演習等による流弾事故、米軍人軍属による頻発する交通事故による人身傷害、婦女子が殺傷、暴行されたり、また、原子力潜水艦による放射能汚染、ミサイル発射演習による漁業への影響等々、その数は枚挙にいとまがありません。

したがつて、沖縄県民は、県民の人権を侵害し、生活を破壊するいわば悪の根源ともいいうべき基地に対して強く反対し、その撤去を要求し続け、本土へ復帰することによつて、これまで県民の蒙つた米軍基地によるあらゆる被害は解消されるものと期待し、それを要求してきました。

かりに直ちにこの県民の要求が全面的にかなえられないにしても、基地の態様が変わつて、県民

の不安を大幅に軽減することを強く求めてきました。

しかし、この県民の当然の要求が、このたびの沖縄返還協定やこれを基本にして講じられようとしている国内措置において実現されていないことに対し、強い不満の意を表明するものであります。

一方、本土政府は、沖縄への自衛隊配備を具体的に進めていたのであるが、米軍基地の存在に加えて、自衛隊が配備されることは、沖縄基地の強化をはかることにばかりません。また、米軍基地の肩代りに自衛隊が配備されるとなれば、自衛隊の沖縄配備は、海外諸国を刺激し、沖縄基地にまつわる不安は増大こそそれ軽減することはないであります。さらに、県民はかつての戦争体験、戦後の米軍支配の中から、戦争につながる一切のものを否定しております。したがって、ここにあらためて自衛隊の沖縄配備に対し反対の意思を表明いたします。

そこで、この沖縄基地と自衛隊配備問題に関連する「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案」と「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律案」の両法案に

ついて以下問題点を指摘いたします。

1. 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の問題点

- (1) この法案は、沖縄における米軍基地の存続を前提とし、その確保を図ることを目的としています。この法案には、基地をなくすとか、あるいは縮小していくという方向を示すものを見出しきれません。

沖縄に存する米軍基地は、米軍が占領軍としての権力と、絶対的、排他的な「施政権」によつて、民主主義の原理に違反して、県民の意思を抑圧ないし無視して構築、形成されてきたものであります。そして、その基地の存在が県民の人権を侵害し、生活を圧迫し、平和を脅かし、経済の発展を阻害していることは、さきにも指摘したとおりであります。

- (2) この法案は、米軍基地の維持、存続に加えて、新たに自衛隊の配備を予定し、これを可能

ならしめようとすることが目的となっています。

沖縄県民は米軍基地だけではなく、自衛隊の配備にも反対であります。自衛のための戦争といい、聖戦といわれたあの第二次世界大戦末期の沖縄戦において、沖縄県民は戦争の残酷さと悲惨さを身をもって体験し、戦後二十六年に及ぶ米軍支配の苦しい生活体験によつても、軍隊というもののもつ本質的性格をいやがうえにも知らされました。十数万の尊い生命を犠牲にした戦争体験と二十六年の長期に及ぶ米軍事支配下の生活体験を経た沖縄県民にとって、自衛隊の配備を許すことなどはできないのであります。

沖縄県民は、沖縄から一切の軍事基地を撤去して、沖縄を平和のメカとすることを希求しているのであります。

(3) この法案の本質的問題点は、米軍基地の存続と自衛隊の配備であると考えますが、その他にも憲法や土地収用法など、現行法体系との関係において、重大な問題を内包しております。

その第一点は、暫定使用という名のもとに五年もの長期にわたりて、土地所有者の意思如何にかかわらず、強制的に、米軍や自衛隊に、土地等の強制使用を認めていることであります。この私有に属する土地等を正当な手続を得ずして五年の長期にわたり、一方的かつ強制的に使用することは、実質的に土地等の強制収用であり、如何なる理由を付したにせよ私権に対する重大な侵害であつて、財産権の保障を規定している憲法第二十九条に違反するものといわなければなりません。

法律上暫定使用を必要とするのは、使用の根拠となる法体系に変動がある場合に、新たな法体系による根拠を合法的に設定するまでの間に生ずる不可避的な空白期間を一時的にうめあわせる場合であるはずであります。講和発効の際の本土の米軍基地に関するこの暫定使用期間は六ヶ月であります。しかるに沖縄の土地等については、五年の長期にわたり、且つ、正当な法律上の手続きもとらず、一方的に強制使用することは、沖縄県民に対して差別を強いるものであります。下の平等を規定した憲法第十四条にも違反するものであります。

私有に属する土地等について、強制収用、使用等が許されるのは、憲法第二十九条に規定する公共の用に供する場合のみであり、公共の用に供する事業が何であるかは、土地収用法に規定されております。ところが、自衛隊の配備は、憲法第二十九条でいう公共の用に供する場合と、土

地收回用法で規定する公共の利益となる事業には該当しません。したがって自衛隊の配備のために土地等を強制使用することは、その点でも憲法第二十九条に違反し、また土地收回用法の趣旨にも反するものであります。

自衛隊は、現在、沖縄の土地等を使用しているのではありません。復帰によつて法体系が変るからといって、暫定措置を講ずる余地はありません。したがつて、法的に暫定使用を認める根拠は全くないはずであります。現行法上自衛隊が強制的に他人の土地等を使用できるのは、防衛出動という緊急の場合だけであります。暫定使用の法的根拠がないにもかかわらず、あえてこれを認めようとすることは、現行法体系上不可能なことを、暫定使用の名の下に可能ならしめる。つまり強制的に自衛隊の配備のために土地等を使用しようとするのが、この法案の意図だと思われる所以あります。このことは、自衛隊配備のための特別措置であり、県民の意思を無視した違法な措置といわなければなりません。そして五年間の暫定使用を既得権とし、これを足場にして、さらに長期間にわたる強制使用、收回等を意図しているのではないかとの危惧も払拭しえないところであります。

第二点は、この法案は施行と同時に米軍や自衛隊等に使用权を生ぜしめ、所有者に対する対しては、單に遅滞なく使用する土地の区域等の通知をしさえすればよいとしている手続面の問題であります。国や公共団体等が他人の権利や財産に強制的に制限を加える場合には、その必要性が認められます。國として、「正当な手続」を経なければならないことは、民主主義の原則であり、最少限度の要請であります。

しかるに、この法案では強制使用の対象物の特定も明確になされず、單に「土地の区域」という漠然とした事項の通知しか義務づけられていません。講和発効後米軍に基地使用を認めたときは、「使用しようとする土地等の所在、種類、数量、及び使用期間」を通知すべきこととされ、土地收回用法でも「土地の細目（土地の所在、地番及び地目）」の公告をしなければならないことになっていることに対比してみた場合、これは正当な手続を回避し、権利者の利益を害するものになつてゐることであるといわざるを得ません。

第三点は、使用者の原状回復義務に関する原状とは、いつの状態をさすのか不明確な点であります。この点は、本議論の中心的な問題であります。

この法案によると、土地等を使用することができなくなつた場合、使用者は「土地又は工作物を現状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。」と規定しているが、この原状回復義務は、米軍が当該土地等を使用した時なのか、この法案により取得した時点なのか明らかになされておりません。後者だとした場合、この原状回復義務に関する規定は、ほとんど無意味になつてしまい、権利者は因り知れない損失を蒙ることになります。

このように主要な問題点のみを指摘したかぎりにおいても、この法案が、いかに県民要求とも憲法原理ともあいいれない不法、不当なものであるかが明らかにされたことと考えます。³² かつて、米軍は講和発効後の軍用地使用の法的根拠をつくりだすために、県民の意思を無視し、一方的に布令、布告を發布して形式のみを整えてきましたが、この法案の態度は、かつての米軍のやり方と何ら異なるところはないといわれてもいたしかたないであります。

以上の理由から、琉球政府としては、この法案の制定に反対し、本土政府の再考を要請するものであります。³³ しかし、琉球政府は、この法律の適用を認めることは、その立場からして不可能であります。

2 沖縄の復帰に伴う防衛府関係法律の適用の特別措置等に関する法律

法律の問題について

認することのできない幾つかの重要な問題点を含んでいます。

- (1) 琉球政府は、一切の軍事基地に反対する立場に立つて、従前から一貫して基地の整理、縮小、撤去を求めてきました。これに対して、日本政府も基地は漸次縮小していくべきだと言明してきました。仮に、日本政府に沖縄の基地を整理、縮小し、いずれは完全撤去しようとするとする意思があるとすれば、行政組織についても、その点の配慮が必要であります。そのような見地から現在の米軍基地維持と自衛隊の配備を前提とする那覇防衛施設局の設置にはにわかに賛成するわけにはいきません。また那覇防衛施設局の設置と関連してこの法律の第二条では、現在の琉球政府職員で復帰の際は防衛府の職員となる者があることを想定し、これに対する防衛府職員給与法の適用に関する特別措置を規定しています。しかしながら琉球政府職員は防衛施設局への身分引継ぎに強く反発しています。したがつて琉球政府は職員の意に反して防衛施設局への身分引継ぎを講ずることはできません。

(2) 次に、講和前損害の補償もれに対する見舞金の支給を定めた第三条と、これに関連する事務の所掌や権限について防衛庁設置法の一部に必要な改正を加えた第七条についてであります。戦後二十六年にわたるアメリカ軍事支配のもとに沖縄県民がこうむった損害は、広範囲、多岐かつ莫大なものであります。琉球政府は、これらの損害について憲法上の国民の請求権として国に補償要求を訴え続けてきました。この法案の第三条に規定された講和前損害の補償もれの問題も、琉球政府の要求してきた項目であり、これに対する見舞金の支給が定められること自体は、それだけについていえば、一應是とされなければならないものであります。
— 34 —

しかしながら、この補償もれの問題は、請求権問題のごく一部にすぎません。請求権問題については、別に「沖縄の復帰に伴う沖縄県民の対米請求権処理の特別措置等に関する法律」(仮称)の立法要請の中で、琉球政府の立場を一括して詳述することといたします。要するに、請求権問題は復帰に伴う沖縄側の最重要な要請の一つであります。多岐にわたる請求項目のなかから、その一部にすぎない講和前の補償もれだけ、それも物的損害を除外して、人身損害だけについて規定することは到底容認できないことがあります。しかも、右の措置では、

これを「見舞金の交付」として規定していますが、琉球政府は、憲法上の国民の権利としての要請をしているのでありますので、到底は認できるものではありません。さらにこの措置でもっとも重大な問題は、これが防衛庁関係法との関連で定められている点であります。琉球政府としては、この事項は基本的には戦後処理の一環であると考えております。したがって、この問題は、沖縄の復帰に伴う特別措置法または単独の特別立法によつて措置すべきものだと考えます。しかるに、この問題を防衛庁関係法で措置していることは、あえて問題の本質をそらすものであります。したがつて、このような日本政府の態度を容認することは到底できないところであります。琉球政府としては強く不満の意を表明するものであります。

(3) 次に、軍関係離職者等臨時措置法(沖縄立法)第二条に規定する軍関係離職者のうち、同条第一号にかかる者を、本土の駐留軍関係離職者等臨時措置法第二条第一号にかかる駐留軍関係離職者であるものとみなして特別給付金の支給に関する同法第十五条から第十七条までの規定を適用することを定めている法案第五条についてであります。

これも、前項と同様に、沖縄に巨大な米軍基地が存在し、多数の軍雇用者が存在するとい

う現実認識を前提とする限り、その離職者を救済するための措置は必要としなければならないのであり、その限りでこの措置はむしろ当然のことあります。

しかしここで指摘しなければならないことは、右の駐留軍関係離職者等臨時措置法が性質

上、労働関係の法規として分類されるべきであり、したがつて、むしろ沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案のなかで取り扱われるべきものであるにもかかわらず、ことさらにこの法案に取入れられている点であります。これについても琉球政府としては、講和前補償もれに因する第三条の措置について述べたと同様の立場を表明するものであります。この措置は、すべからく沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案のなかにとり入れられるべきであります。

(4) 最後に、この法案中の最大の問題点は、第六条の政令への委任条項であります。この規定は、「この法律に定めるもののほか、防衛府関係法律への適用については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる」と定めています。

沖縄返還協定は、その前文で沖縄の日本復帰が一九六九年十一月の日米共同声明の基礎の上に行なわれていることを再確認したことに留意して、返還を協定する旨述べています。

そして、その日米共同声明は、第六項で、復帰後は沖縄の直接防衛の責務を日本が徐々に肩替りしていくということと、沖縄の米軍基地の保持に合意することを述べています。この共同声明での約束をうけて、今回の返還協定締結後間もなく、『沖縄の極地防衛責任の日本国による引受けに関する取り極め』が締結されています。この取極めで、沖縄への自衛隊配備の具体的計画が定められているのであります。これらの自衛隊配備や、米軍基地の保持、機能維持の約束を果たすための事柄が、要するにここでいう「防衛府関係法律の沖縄への適用について……沖縄の復帰に伴う必要とされる事項」に入るものとみられるのであります。

これらについては、自衛隊法その他防衛府関係法律の沖縄への適用に政令で適宜変更を加えることが予定されているわけでありましよう。そうでなくてさえ、憲法違反といわれる自衛隊法をはじめとする防衛府関係法律が沖縄への適用に関するかぎり、国会審議にもかけられることなく政令で定めることを認めようということであります。しかも、政令による措置の方向は、すでに前記の日米共同声明路線に沿うものとなるであろうことは、容易に推測できることであります。

琉球政府は、このような措置を容認することはできません。

れるようになりますが、沖縄の総合事務局の所掌事務は、総務部門、開発工事を実施する部門、許認可行政部門及び本来ならば第三者機関として設置されるべき公取委事務所など開発庁の権限以外の各省庁の業務も含まれることになつております。

沖縄県のような小さな地域にぼう大な国の機関が設置されると、沖縄の地方公共団体の自治、特に沖縄県の自治に重大な影響を与えるように思われます。したがつてこのような事務局を設置する場合には、沖縄県側の自治を最大限に尊重することを当然前提としなければなりません。

そのような見地から同事務局の権限及び内部組織については、沖縄の実情に即応するよう必要な最少限のものにとどめ、また適切な運用をなされなければならないのであります。

地方自治の侵害は、戦前戦後を通じて、自治権拡大を最重要課題として要求してきた沖縄県民の最も忌避するところであります。私たちは、これまで繰返し強調してきたように地域開発はあくまでも地方自治の本旨に則つて、地域住民の経済的水準ならびに福祉の向上を目的とした地域住民本位の開発でなければならないと考え、これに対する国の方針を強く要請するものであります。

(四) 裁判の効力について

米国の施政権下において行われた裁判の効力を復帰後どのように取扱い、国内法上これをどのように処理するかは、それが国家権力の本質と県民の人権に重大な関係を持つものであるだけに、極めて重要な問題であります。そして、これは、本来國の司法権に関する問題であり、復帰後の国内措置としてこれをどのように処理するかという問題であるから、その処理の仕方については、当然日本国憲法及びその下における全国法秩序と適合するものでなければなりません。そうであらざるようなことがあるとすれば、國の司法権の basic 理念は崩壊し、これに対する国民の信頼を維持することも困難となりましよう。

このような観点からこの問題を考察するとき、米国の施政権下においてその発動として設置された米国民政府裁判所及び琉球政府裁判所は、いかなる意味においてもこれを日本国憲法上の裁判所と同列におくことはできないのであります。

これについては、何人も異論のないところであり、米国の施政権下において行われた裁判の効力

を判断するにあたっては、まずこの点に留意しておく必要があります。

民事裁判は、もともと裁判権そのものも私人間の紛争を処理するためのものとして設定され、訴訟手続全体が弁論主義によつて支配され、裁判の結果についても法的安定性が最大限度に尊重されなければならないのであるから、米国の施政権下において行われたものであつても、それが内容的に日本国憲法及びこれを頂点とする全国法体系のうえで公序良俗に反するものでないかぎり、その効力を承認して差し支えないものであります。したがつて、これについては、特に問題にすることはなく、ただそれが適切な経過措置によつて復帰後国内法体系の中に適当に組み込まれればそれで足ります。

しかしながら、刑事裁判については、そのような形で簡単に処理するわけにはまいりません。

刑事裁判の場合は、裁判権が国家刑罰権の発動権能として設定され、しかもそれはもっぱら罰の法秩序を維持する目的で発動されるのであるから、訴訟の全体を当事者の弁論だけに委ねることはできず、裁判の結果についても民事裁判のように法的安定性の法理をもつてこれを論ずることはできないのであります。このように、刑事裁判は、国家主権の直接の発動であるから、外国の裁判の効力をそのまま承継するとか、あるいは自國の裁判の効力の承継を他國へ強制することは、事柄の性質上できるものではありません。したがつて、米国の施政権下において行われた刑事裁判の効力を復帰後もそのまま維持し、あるいは日本政府がこれを引継いで執行するということは、理論的に全く筋のとおらないことであります。返還協定第五条一項及び二項が民事裁判については、復帰後も「その効力を認め、日本政府が引き続きこれを執行する」旨規定しているのに対して、刑事裁判については、日本政府において「その効力を認めることができ、また引続き執行することができる」というふうに規定し、(同条第三項)日本政府においてその効力を認めるか否か、また引き続き執行するか否かを自由に選択できるようにしているのも、正にそのような見地からであります。

一方、米国の施政権の下で設置された裁判所は、いざれも米国の大統領行政命令及び布告布令をもつて設立されたものであり、また統治機構的にも米国の施政権の行使を分担し、またはこれに奉仕するものとしてその統治機構の中に組み入れられ、裁判権を行使するにあたつても、法制度的には米国民政府の発する布告布令に従い、かつこれによつて付与された権限の範囲内におい

てのみこれを行い、裁判の独立性も十分に保障されていなかつたのであるから、これらの裁判所が米国の施政権下で行った刑事裁判の効力を復帰後もそのまま承認することは、到底できるものではありません。終戦以来米国の施政権行使に反対し、本土への復帰を要求し続けてきた県民の心情としても、これを承認することはできないのであります。

したがつて、終戦以来米国の施政権下において行われてきた刑事裁判の効力については、奄美大島が復帰したときの奄美方式を先例として踏襲すべきであります。それでなければ、復帰後沖縄については、刑法総則の例外を認めることになり、しかもそれは県民を不利益に差別するものであるから、憲法第一四条に違反し、また憲法第九十五条の規定に基づいて、県民の過半数の支持がえられないかぎり國としてもそのような措置はできないはずであります。

(五) 厚生・労働問題について

1. 社会保障

沖縄における社会保障は、すべてが「無」からの出発でありました。米軍は占領政策として「島ぐるみ救済」活動を平和宣撫工作の一環として展開してきたのであります。そして社会経済がようやく安定するにつれて、劣悪ながらも経済的貧困層いわゆる社会的沈没層といわれる人々に対する現物、現金の支給を制度化する「救済制度」を制度化してきたのが、沖縄における社会保障制度のはじまりであります。

このように沖縄における社会保障の成立過程は、本土の社会保障が憲法の保障する生存権理念の発露として展開されてきた過程と比べて、全くその質を異にするものであります。つまり、沖縄県民は、これまで憲法の保障する生存権理念の外におかれ、一方米軍の植民地機能維持のための恩恵的な住民感情を緩和するための一定の枠の中で、生活を余儀なくされてきたのがこれまでの実態であります。

このように戦後沖縄の社会保障は、日米両政府の谷間にあつて、近代国家の社会保障制度から

三、具体的の要求

(一) 「沖縄の復帰に伴う沖縄県民の対米請求権処理の特別措置等に関する法律」(仮称)

の制定要請

沖縄県は、去る第二次大戦において戦場となり、その結果、アメリカ合衆国軍隊の占領するところとなり、あまつさえ、県民の意思が問われることなく昭和二十七年四月二十八日に発効した日本との平和条約第三条によつて、沖縄県の領域及び住民はアメリカ合衆国の施政下に置かれることを余儀なくされました。爾来今日に至るまで二十六年間、沖縄県民の人権はもとより、財産権等の諸権利は、本土では到底想像もできないほど軽視され、無視されてきました。

いま、ようやく本土復帰を目前に控え、県民は、その軽視され、無視されてきた人権及び財産権等の諸権利が、本土政府によつて回復されることを心から願望し、且つ期待しております。

本土政府は「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」いわゆる沖縄返還協定第四条第一項で「日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国の軍隊もしくは当局の存在、職務遂行もしくは行動またはこれらの諸島に

影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊もしくは当局の存在、職務遂行もしくは行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びにこれらの諸島の現地当局に対する日本国及びその国民すべての請求権を放棄する。ことを認めています。したがつて、放棄された県民の対米請求権について、本土政府は、その責任において、これの救済を保障する法律的措置を講じ、且つ現実に補償すべき責務があると思料いたします。

しかるに本土政府は、県民の期待に反し、いわゆる対米請求権の放棄に伴う救済措置について、今国会に提案された沖縄関係法律案の中には、法律的措置を講ずる規定はありません。このような本土政府の態度に対して、沖縄県民は強い不満と不安を抱いているのが実情であります。ここに琉球政府は、沖縄県民が、施政権が分離されアメリカ合衆国の施政権行使を認めたことによりアメリカ合衆国の軍隊等の行為等によって蒙った損失、損害等については、本土政府がその責任と負担において補償すべきであると考え、「沖縄の復帰に伴う沖縄県民の対米請求権処理の特別措置に関する法律」（仮称）の制定を強く要請するものであります。

「沖縄の復帰に伴う沖縄県民の対米請求権処理の特別措置に関する法律」（仮称）要綱

一、目的

この法律は、対日平和条約の発効前及び同条約の発効後、施政権の返還までの間、アメリカ合衆国の施政権下において、日本国民の蒙つたすべての損害について、国の責任において補償するための必要な特別措置を講ずること。

二、対象

対日平和条約の発効前及び同条約の発効後、施政権の返還までの間に、アメリカ合衆国軍隊もしくはアメリカ合衆国当局の存在、職務遂行もしくは行動から生じた損害及び米軍人並びにその要員による作為及び不作為から日本国民が蒙つた損害で次にかかる事項

- ア 平和条約発効前の人身損害
- イ 平和条約発効後の人身損害（米国の外国人損害補償法により処理されたものを含む）
- ウ 平和条約発効前の財産損害
- エ 平和条約発効後の財産損害

オ 軍用地の形質変更による損害

カ 米軍による入会権制限に伴う通常損害

キ 軍用地接收（契約を含む）に伴う通常損害（残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権補償）

ク 軍用地料の増額（土地裁判所の増額要求訴願で棄却されたものを含む。）
ケ 減失地損害

コ 演習による漁業操業制限又は禁示による損害

サ 原潜入港による漁業収益損害

シ 解放地の境界設定費

ス 沖縄返還協定第四条第二項、第三項及び海没地の問題の解決に関する交換公文によりな
したアメリカ合衆国の処理に不服なもの

三 時効

この法律で規定する請求権は復帰後十年間、時効は完成しないものとすること。

四 裁判権

原則として被害の生じた地を管轄する地方裁判所または沖縄県庁所在地を管轄する地方裁
判所。

五 損害の疎明

損害額は疎明で足りるものとすること。

六 所掌機関

総理府を所掌機関とすること。

七 この法律の施行について必要な規定は政令で定めること。

八 この法律は施政権返還の日から施行すること。

(自動車重量税)

沖縄県の区域においては自動車重量税は昭和四十七年十一月三十日まで適用しないことと定められているが沖縄においては、国鉄の施設のないこと及び自動車取得税の新規適用等自動車に係る税負担が加重されるので、幹線道路の本土なみ整備及び公共交通機関の本土なみ導入が実現するまでの間、自動車重量税法の適用を延期すること。

○第九十条第一項及び第三項（国有財産の管理及び処分の特例）

(1) 協定第六条第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産で沖縄の地方公共団体に対し、譲渡し、又は貸し付けられるものは、「政令で定めるもの」に限定しているが、これらの財産はすべて沖縄の地方公共団体に無償で譲渡すること。

(2) 愛知外相書簡（外国企業取扱い）の「国有地及び県有地の貸貸借」の規定には従前と同一条件で一年限り貸貸借できる旨定められているが、本条には従前と同一条件で使用収益で生きる期間は「政令で定める期間内」とあり、契約更新については、何ら規定されてないので次の措置をすること。

○第九十一条（金地金売払いの特例）

(1) 国県有地の貸貸借は、復帰の日から借地借家法の適用を受ける貸貸借とすること。
(2) 外国人又は外国法人に貸貸している県有地であつて貸貸借開始の際、琉球政府の同意を得る手続きを経てないものについては、復帰の日から一年間明渡しを猶予し、猶予期間終了とともに明渡しするものとする。

○第九十二条（法案中の措置）
この条で規定する政令で定める用途に供する金地金には、医療用金地金を含むものとして措置すること。

○法案の中に次のとおり措置すること。

(1) 中小企業関係者が融資を受ける場合の措置について
沖縄振興開発公庫からの中小企業関係者が融資を受ける際、沖縄信用保証協会の保証債務が中小企業信用保険公庫に付保することができるよう措置すること。
(2) 第五十三条関係（銀行法関係）

琉球銀行についても、本土銀行法上の免許を受けたものとみなすこと。

を定めているが、復帰の日以前に琉球電信電話公社に対して行われた加入契約の中込みが、この法律の施行後に、日本電信電話公社から承諾された場合における設備料については、従前の例によることとする。

(2) 復帰の日以前に琉球電信電話公社に対して加入電話加入契約の申込みがなされたもので、復帰後日本電信電話公社から承諾されたものに対しては、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六四号）を適用しない特別措置をすること。

○ 第百三十二条（電波法に関する特例）

この条は沖縄協定第八条を受け電波法の特例として、ヴォイス・オブ・アメリカ中継局を、この法律の施行の日から起算して五年間継続使用を認めるとしているが、同協定第八条及び「合意された議事録」の沖縄協定第八条に関する部分並びに特別措置法第一百三十二条を削除すること。

○ 第百三十二条（極東放送）

極東放送については、その継続を認めた愛知外相書簡（外国企業の取り扱い）は「放送事業」

及び特別措置法案第一百三十二条第一項、第二項及び第六項を削除すること。

○ 公共放送に関する特例
郵便貯金法第五十条の規定により、地方郵便局長に指定の権限が与えられている「集金にテレビジョン難視聴地域の解消及び放送サービスの格差是正について、具体的な計画時期等が明示されていないので、テレビ、ラジオ難視聴地の早期解消を図るために具体的な実施計画及び沖縄、島嶼間のテレビジョン同時放映を実現するための計画を策定すること。

○ 未実施郵政事業に関する特例
復帰後沖縄の既設郵便局並びに新設される郵便局については、特定郵便局制度を適用しないよう政令等で措置すること。